



# 愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成18年3月24日金曜日 第1745号外1

## ◇ 目 次 ◇ 条 例

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例.....	1
職員の給与に関する条例の一部を改正する条例.....	1
職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例.....	2
特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例及び教育長の給与、退職手当、旅費及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例.....	2
職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例.....	2
知事等及び職員の給与の特例に関する条例.....	3
愛媛県職員退職手当条例の一部を改正する条例.....	3
愛媛県手数料条例の一部を改正する条例.....	12
愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例.....	13
愛媛県総合保養地域における県税の特別措置に関する条例を廃止する条例.....	14
町としての要件に関する条例の一部を改正する条例.....	14
愛媛県行政手続条例の一部を改正する条例.....	14
愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例.....	14
愛媛県社会福祉施設整備基金条例.....	15
愛媛県へき地医療医師確保奨学基金条例.....	15
愛媛県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例.....	16
愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する等の条例.....	16
愛媛県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例.....	17
愛媛県動物愛護センター設置条例の一部を改正する条例.....	18
障害者自立支援法施行条例.....	18
愛媛県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例.....	19
工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例.....	19
愛媛県県立高等技術専門校設置条例の一部を改正する条例.....	19
愛媛県卸売市場条例及び公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例.....	20
愛媛県港湾管理条例の一部を改正する条例.....	20
愛媛県屋外広告物条例の一部を改正する条例.....	20
愛媛県県営住宅管理条例の一部を改正する条例.....	21
教育職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例.....	21
愛媛県学校職員定数条例の一部を改正する条例.....	21
愛媛県県立学校設置条例の一部を改正する条例.....	22
愛媛県警察職員定数条例の一部を改正する条例.....	22
愛媛県警察本部組織条例の一部を改正する条例.....	22
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例.....	22
愛媛県公営企業の設置等に関する条例及び愛媛県職員定数条例の一部を改正する条例.....	23
愛媛県議会議員の報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例.....	23

## 条 例

### ○愛媛県条例第1号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に

関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。  
平成18年3月24日

愛媛県知事 加戸守行

### 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年愛媛県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「3年」を「5年」に改め、同条第3項中「3年」を「5年」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、派遣の期間が5年を経過する際に、後任者への事務引継、派遣職員が従事する事業の終了の遅延等の事由により、引き続き5年を超えて派遣の期間を更新する必要がある場合であつて、当該更新によつても派遣の期間が引き続き5年3月を超えないこととなるときは、この限りでない。

### 附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

### ○愛媛県条例第2号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成18年3月24日

愛媛県知事 加戸守行

### 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項第1号中「要する運賃等の額」の下に「（特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等の利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る運賃等を負担することを常例とする職員にあつては、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額）」を加え、「60,000円」を「75,000円」に改め、同項第3号中「60,000円」を「75,000円」に改め、同条中第3項から第5項までを削り、第6項を第3項とし、第7項から第9項までを3項ずつ繰り上げる。

### 附 則

- この条例は、平成18年4月1日から施行する。
- この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において改正前の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第10条の規定による通勤手当を支給することとされていた職員で施行日前から引き続き同一の公署に在勤する職員（人事委員会規則で定めるものに限る。）の施行日における改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第10条の規定による通勤手

当の額がその者が施行日の前日において支給することとされていた改正前の条例第10条の規定による通勤手当の額に満たないときは、施行日以後において通勤の実情の変更で人事委員会規則で定めるものが生じるまでの間、人事委員会規則で定めるところにより、当該額に相当する額をその者の改正後の条例第10条の規定による通勤手当の額とする。

### ○愛媛県条例第3号

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成18年3月24日

愛媛県知事 加戸守行

#### 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

職員の旅費に関する条例（昭和28年愛媛県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の2号を加える。

- (7) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- (8) 電磁的方法 電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて知事が定めるものをいう。

第4条第4項中「事項を」の下に「記録し、又は」を加え、「但し」を「ただし」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第5項中「旅行命令簿等の」の下に「記録事項又は」を加え、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 前項の旅行命令簿等の提示については、愛媛県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年愛媛県条例第15号）第4条の規定は、適用しない。

第14条第1項中「に必要な書類」を「（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）に必要な資料」に、「添付書類」を「資料」に、「うちの書類」を「うちその資料」に改め、同条第5項中「添付書類」を「資料」に改め、「種類、」の下に「記録事項又は」を加え、同項を同条第8項とし、同条第4項の次に次の3項を加える。

- 5 第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法をもつて提出することができる。
- 6 前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、支払担当者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。
- 7 第1項の請求書又は資料の提出については、愛媛県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第3条の規定は、適用しない。

#### 附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

### ○愛媛県条例第4号

特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例及び教育長の給与、退職手当、旅費及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成18年3月24日

愛媛県知事 加戸守行

#### 特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例及び教育長の給与、退職手当、旅費及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

（特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例の一部改正）

**第1条** 特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例（昭和28年愛媛県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の170」を「100分の175」に改める。

第11条第1項中「37,900円」を「35,300円」に改める。

（教育長の給与、退職手当、旅費及び勤務時間等に関する条例の一部改正）

**第2条** 教育長の給与、退職手当、旅費及び勤務時間等に関する条例（昭和31年愛媛県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の170」を「100分の175」に改める。

#### 附 則

- この条例は、平成18年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正前の特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例第11条第1項に定める職員で、同項の規定により支給される報酬の額が勤務1日につき35,300円を超え37,900円以下であるものに対する第1条の規定による改正後の特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例第11条第1項の規定の適用については、当該職員が離職するまでの間は、同項中「35,300円」とあるのは、「37,800円」とする。

### ○愛媛県条例第5号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成18年3月24日

愛媛県知事 加戸守行

#### 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年愛媛県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「（以下「調整期間」という。）」を削り、「（以下「復帰の日」という。）又は復帰の日から1年以内の昇給の時期」を「及びその日後における最初の昇給日（職員の給与に関する条例第4条第5項又は教育職員の給与に関する条例第7条第1項に規定する人事委員会規則で定める日をいう。）又はそのいずれかの日」に、「給料月額を調整し、又は調整期間の範囲内で復帰の日の翌日以後のその者の最初の昇給に係る昇給期間を短縮する」を「号給を調整する」に改め、同条第2項を削る。

#### 附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

## ○愛媛県条例第6号

知事等及び職員の給与の特例に関する条例を次のように公布する。

平成18年3月24日

愛媛県知事 加戸守行

**知事等及び職員の給与の特例に関する条例**

(趣旨)

**第1条** この条例は、県の財政事情を踏まえ、知事等及び職員の給料及び手当その他の給与(給料月額を算出の基礎とするもの(退職手当を除く。))に限る。)を減額するため、これらの者の給料月額等について、特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例(昭和28年愛媛県条例第7号。以下「特別職給与条例」という。)、教育長の給与、退職手当、旅費及び勤務時間等に関する条例(昭和31年愛媛県条例第52号。以下「教育長給与条例」という。)、職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号。以下「職員給与条例」という。)、教育職員の給与に関する条例(昭和27年愛媛県条例第30号。以下「教育職員給与条例」という。)、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年愛媛県条例第46号。以下「任期付研究員条例」という。)、一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年愛媛県条例第1号。以下「任期付職員条例」という。))その他の給与に関する条例の特例を定めるものとする。

(知事、副知事、出納長、管理者及び常勤の監査委員の給与の特例)

**第2条** 知事、副知事、出納長、管理者及び常勤の監査委員の給料月額は、特別職給与条例別表第1の規定にかかわらず、同表給料月額の欄に掲げる額から当該額に、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、それぞれ同欄に掲げる額とする。

(1) 知事 100分の20

(2) 副知事、出納長、管理者及び常勤の監査委員 100分の15

(教育長の給与の特例)

**第3条** 教育長の給料月額は、教育長給与条例第3条第1項の規定にかかわらず、同項の規定により定められた額から当該額に、100分の15を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同項の規定により定められた額とする。

(職員の給与の特例)

**第4条** 職員給与条例、教育職員給与条例、任期付研究員条例又は任期付職員条例の適用を受ける職員(以下「職員」という。)の給料月額(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成17年愛媛県条例第88号。以下「職員給与改正条例」という。))附則第7項から第9項までの規定による給料を支給される職員にあっては、給料月額とこれらの規定による給料の額の合計額は、職員給与条例第3条から第4条の2までの規定、職員給与改正条例附則第7項から第9項までの規定、教育職員給与条例第4条から第7条の2までの規定、任期付研究員条例第5条の規定及

び任期付職員条例第7条の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額から当該額に、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額とする。ただし、給料の調整額、管理職手当及び退職手当の額の算出の基礎となる給料月額については、この限りでない。

(1) 職員給与条例第19条第5項に規定する人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員として期末手当の加算を受けるべき職にある職員 100分の8

(2) 職員給与条例第18条の2第1項の規定若しくは教育職員給与条例第17条の3第1項の規定により管理職手当の支給を受けるべき職にある職員(前号に掲げる職員を除く。)、任期付研究員条例第5条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員(その号給が3号給であるものに限る。))及び任期付職員条例第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員(その号給が3号給又は4号給であるものに限る。)) 100分の6

(3) 職員給与条例第19条第5項の規定又は教育職員給与条例第19条第5項の規定により期末手当の加算を受けるべき職にある職員(前2号に掲げる職員を除く。)) 100分の4

(4) 前3号に掲げる職員以外の職員 100分の3.5

2 職員の給料の調整額の額は、職員給与条例第7条第2項の規定又は教育職員給与条例第8条第2項の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額から当該額に、前項各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額とする。ただし、退職手当の額の算出の基礎となる給料の調整額については、この限りでない。

3 職員の管理職手当の月額は、職員給与条例第18条の2第2項の規定又は教育職員給与条例第17条の3第2項の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額から当該額に、100分の10を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額とする。

**附 則**

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

2 この条例は、平成19年3月31日限り、その効力を失う。

## ○愛媛県条例第7号

愛媛県職員退職手当条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成18年3月24日

愛媛県知事 加戸守行

**愛媛県職員退職手当条例の一部を改正する条例**

愛媛県職員退職手当条例(昭和29年愛媛県条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「25年以上勤続した者の退職に係る部分並びに20年」を「11年」に改める。

第2条の2第1項中「から第5条まで」を「及び第6条の5」に、「及び」を「並びに」に改め、同条の次に次の1条

を加える。

(一般の退職手当)

**第2条の3** 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第5条の3まで及び第6条から第6条の3までの規定により計算した退職手当の基本額に、第6条の4の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

第3条の見出しを「(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)」に改め、同条第1項中「第5条第1項若しくは第2項」を「第5条」に、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改め、同項第2号中「20年」を「15年」に改め、同項第3号中「21年以上24年」を「16年以上20年」に、「100分の120」を「100分の160」に改め、同項に次の3号を加える。

(4) 21年以上25年以下の期間については、1年につき100分の200

(5) 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の160

(6) 31年以上の期間については、1年につき100分の120  
第3条第2項中「並びに第5条第1項及び第2項」を「及び第5条」に、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「掲げる割合」を「定める割合」に改め、同項第1号中「5年」を「10年」に改め、同項第2号中「6年以上10年」を「11年以上15年」に、「100分の75」を「100分の80」に改め、同項第3号中「11年」を「16年」に、「100分の80」を「100分の90」に改める。

第4条の見出しを「(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)」に改め、同条第1項中「25年以上勤続して退職した者(次条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。)、20年」を「11年」に改め、「)又は」の下に「25年未満の期間勤続し、」を加え、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改め、「給料月額」の下に「(以下「退職日給料月額」という。)」を加え、同項第2号中「20年」を「15年」に改め、同項第3号中「21年以上30年」を「16年以上24年」に、「100分の150」を「100分の200」に改め、同項第4号を削り、同条第2項中「20年」を「11年」に、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改める。

第5条の見出し中「退職手当」を「退職手当の基本額」に改め、同条第1項中「受けて退職した者」の下に「若しくは勤務公署の移転により退職した者」を加え、「退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額」を「退職手当の基本額は、退職日給料月額」に改め、同項第2号中「20年」を「25年」に改め、同項第3号中「21年以上30年」を「26年以上34年」に改め、同項第4号中「31年」を「35年」に、「100分の150」を「100分の105」に改め、同条第2項中「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改め、同条第3項から第5項までを削る。

第5条の4を第5条の5とし、第5条の3を第5条の4とする。

第5条の2の見出し中「退職手当」を「退職手当の基本額」に改め、同条中「前条第1項の規定に該当する者」を「第5条第1項に規定する者」に改め、「退職した者」の下に「及び勤務公署の移転により退職した者であつて任命権者が知

事の承認を得たもの」を加え、「前条第1項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額及び当該給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年(教育公務員特例法第8条第1項の規定により読み替えて適用される法第28条の2第2項の規定に基づき定められた定年を含む。 )と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額」とする」を「第5条第1項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする」に改め、同条に次の表を加える。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第5条第1項	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年(教育公務員特例法第8条第1項の規定により読み替えて適用される法第28条の2第2項の規定に基づき定められた定年を含む。 )と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項第1号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年(教育公務員特例法第8条第1項の規定により読み替えて適用される法第28条の2第2項の規定に基づき定められた定年を含む。 )と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項第2号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年(教育公務員特例法第8条第1項の規定により読み替えて適用される法第28条の2第2項の規定に基づき定められた定年を含む。 )と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額、
第5条の2第	前号に掲げる額	その者が特定減額前

1 項第 2 号イ	給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
-----------	--

第5条の2を第5条の3とし、第5条の次に次の1条を加える。

(給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

**第5条の2** 退職した者の基礎在職期間中に、給料月額の減額改定(給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。)以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日(以下「減額日」という。)における当該理由により減額されなかつたものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの(以下「特定減額前給料月額」という。)が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- (1) その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
- (2) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者に対する退職手当の基本額が前3条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合

イ 前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職(第7条の4第4項、第8条第3項又は第14条の規定に該当するものを除く。)の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの(当該期間中にこの条例の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第7条第5項に規定する職員以外の地方公務員等若しくは同項第4号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員として退職したことにより退職手当(これに相当する給与を含む。)の支給を受けたことがある場合におけるこれらの支給に係る退職の日以前の期間及び第8条第1項各号に掲げる者又はこれに準ずる者に該当するに至つたことにより退職したことがある場合における当該退職の日以前の期間(これらの退職の日以前に職員、第7条第5項に規定する職員以外の地方公務員等又は同項第4号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員となつたときは、当該退職の日以前の期間)を除く。)をいう。

- (1) 職員としての引き続いた在職期間
- (2) 第7条第5項の規定により職員としての引き続いた在職期間に含むものとされた職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間
- (3) 第7条第5項第1号に規定する場合における職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間
- (4) 第7条第5項第2号に規定する場合における先の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間、特定一般地方独立行政法人職員又は特定地方公社職員としての引き続いた在職期間及び後の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間
- (5) 第7条第5項第3号に規定する場合における先の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間、特定公庫等職員としての引き続いた在職期間及び後の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間
- (6) 第7条第5項第4号に規定する場合における特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間及び職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間
- (7) 第7条第5項第5号に規定する場合における特定公庫等職員としての引き続いた在職期間及び国家公務員としての引き続いた在職期間
- (8) 第7条第5項第6号に規定する場合における特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間及び職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間
- (9) 第7条第5項第7号に規定する場合における特定公庫等職員としての引き続いた在職期間及び国家公務員としての引き続いた在職期間
- (10) 第7条第6項に規定する場合における先の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間、特定一般地方独立行政法人職員としての引き続いた在職期間及び後の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間
- (11) 第7条の4第1項に規定する再び職員となつた者の同項に規定する特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間
- (12) 第7条の4第2項に規定する場合における特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間
- (13) 第7条の4第3項第1号に規定する場合における先の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間、職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間及び後の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間
- (14) 第7条の4第3項第2号に規定する場合における先の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間、国家公務員としての引き続いた在職期間及び後の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間
- (15) 第7条の4第3項第3号に規定する場合における職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間及び特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間
- (16) 第7条の4第3項第4号に規定する場合における国家公務員としての引き続いた在職期間及び特定公庫等職員としての引き続いた在職期間
- (17) 第7条の4第3項第5号に規定する場合における先の

特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間、職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間及び後の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間

- (18) 第7条の4第3項第6号に規定する場合における先の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間、国家公務員としての引き続いた在職期間及び後の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間
- (19) 前各号に掲げる期間に準ずるものとして人事委員会規則で定める在職期間

第6条の見出し中「退職手当」を「退職手当の基本額」に改め、同条中「第5条の2」を「第5条」に、「退職手当の額が、職員の退職の日における給料月額」を「退職手当の基本額が退職日給料月額」に、「退職手当の額とする」を「退職手当の基本額とする」に改め、同条の次に次の4条を加える。

**第6条の2** 第5条の2第1項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

- (1) 60以上 特定減額前給料月額に60を乗じて得た額
- (2) 60未満 特定減額前給料月額に第5条の2第1項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に60から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

**第6条の3** 第5条の3に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の右欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第6条	第3条から第5条まで	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条
	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年（教育公務員特例法第8条第1項の規定により読み替えて適用される法第28条の2第2項の規定に基づき定められた定年を含む。）と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
	これらの	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の
第6条の2	第5条の2第1項の	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項の
	同項第2号イ	第5条の3の規定により読み替えて適用する同項第2号イ

	同項の	同条の規定により読み替えて適用する同項の
第6条の2第1号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年（教育公務員特例法第8条第1項の規定により読み替えて適用される法第28条の2第2項の規定に基づき定められた定年を含む。）と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第6条の2第2号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年（教育公務員特例法第8条第1項の規定により読み替えて適用される法第28条の2第2項の規定に基づき定められた定年を含む。）と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
	第5条の2第1項第2号イ	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項第2号イ
	及び退職日給料月額	並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年（教育公務員特例法第8条第1項の規定により読み替えて適用される法第28条の2第2項の規定に基づき定められた定年を含む。）と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
	当該割合	当該第5条の3の規定により読み替えて適用する同号イに掲げる割合

（退職手当の調整額）

**第6条の4** 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（法第27条及び第28条の規定による休職（公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員を地方公社（地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する

地方道路公社及び公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社をいう。以下同じ。）又は国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号。以下「施行令」という。）第6条に規定する法人（退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き続いて地方公社又はその法人に使用される者となつた場合におけるその者の在職期間の計算については、地方公社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかつたものとする）と定めているものに限る。以下「休職指定法人」という。）の業務に従事させるための休職を除く。）、法第29条の規定による停職、教育公務員特例法第26条第1項の規定による大学院修学休業その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。以下「休職月等」という。）のうち人事委員会規則で定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

- (1) 第1号区分 50,000円
- (2) 第2号区分 45,850円
- (3) 第3号区分 41,700円
- (4) 第4号区分 33,350円
- (5) 第5号区分 25,000円
- (6) 第6号区分 20,850円
- (7) 第7号区分 16,700円
- (8) 第8号区分 0

2 退職した者の基礎在職期間に第5条の2第2項第2号から第19号までに掲げる期間が含まれる場合における前項の規定の適用については、その者は、人事委員会規則で定めるところにより、当該期間において職員として在職していたものとみなす。

3 第1項各号に掲げる職員の区分は、職の職制上の段階、職務の級、階級その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、人事委員会規則で定める。

4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

- (1) 退職した者でその勤続期間が24年以下のもの（次号に掲げる者を除く。）第1項第1号から第6号まで又は第8号に掲げる職員の区分にあつては当該各号に定める額、同項第7号に掲げる職員の区分にあつては0として、同項の規定を適用して計算した額
- (2) 退職した者でその勤続期間が4年以下のもの及び第3条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 前号の規定により計算した額の2分の1に相当する額

5 前各項に定めるもののほか、調整月額のうちその額が等しいものがある場合において、調整月額に順位を付す方

法その他の本条の規定による退職手当の調整額の計算に關し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（一般の退職手当の額に係る特例）

**第6条の5** 第5条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第2条の3、第5条、第5条の2及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

- (1) 勤続期間1年未満の者 100分の270
- (2) 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360
- (3) 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450
- (4) 勤続期間3年以上の者 100分の540

2 前項の「基本給月額」とは、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）の規定又は教育職員の給与に関する条例（昭和27年愛媛県条例第30号）の規定により給与が給料、扶養手当及び地域手当に区分して支給される職員については、これらの月額合計額とし、その他の職員については、この基本給月額に準じて人事委員会規則で定める額とする。

第7条第3項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第4項中「法第27条及び第28条の規定による休職（公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員を地方公社（地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する地方道路公社及び公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社をいう。以下同じ。）又は国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号。以下「施行令」という。）第6条に規定する法人（退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き続いて地方公社又はその法人に使用される者となつた場合におけるその者の在職期間の計算については、地方公社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかつたものとする）と定めているものに限る。以下「休職指定法人」という。）の業務に従事させるための休職を除く。）、法第29条の規定による停職、教育公務員特例法第26条第1項の規定による大学院修学休業その他これらに準ずる事由により、現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。）」を「休職月等」に改め、同条第7項中「端数は」を「端数は、」に、「第4条」を「第4条第1項」に、「規定による退職手当」を「規定により退職手当の基本額」に改め、同条第8項中「第5条第3項又は第10条の規定による」を「前条又は第10条の規定により」に改め、同条第9項中「規定による」を「規定により」に改める。

第7条の4第7項中「第7条第4項に規定する」を削り、「同条第1項」を「第7条第1項」に改める。

第8条第2項を次のように改める。

2 一般の退職手当のうち、第6条の4の規定により計算した退職手当の調整額に相当する部分は、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。

- (1) 第3条第1項及び第5条の2の規定により計算した退



職手当の基本額が0である者並びに第3条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が9年以下のもの

(2) その者の非違により退職した者(前項各号に掲げる者を除く。)で人事委員会規則で定めるもの  
第8条に次の1項を加える。

4 自己の責に帰すべき事由により退職した者には、一般の退職手当は、支給しないことができる。

第12条第3項中「在職期間(その退職手当の支給の基礎となる期間をいう。次条及び第12条の3第1項において同じ。)」を「基礎在職期間」に改める。

第12条の2第1項及び第5項並びに第12条の3第1項中「在職期間」を「基礎在職期間」に改める。

附則第13項中「第3条から第5条の2まで及び第6条」を「第2条の3から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで」に改め、「、第27項及び第28項」を削り、同項第1号中「第3条から第5条の2まで及び第6条並びに附則第27項及び第28項」を「第2条の3から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで」に改める。

附則第23項中「勤しよう」を「勤奨」に、「第7条第6項」を「第7条第7項」に改める。

附則第27項及び第28項を削る。

附則第29項を附則第27項とし、附則第30項を附則第28項とする。

附則第31項中「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「第5条の2」を「第5条の3」に改め、同項を附則第29項とする。

附則第32項中「第4条」を「第3条第1項」に、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改め、同項を附則第30項とする。

附則第33項中「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「附則第31項」を「附則第29項」に改め、同項を附則第31項とする。

附則第34項を附則第32項とし、附則第35項を附則第33項とし、附則第36項を附則第34項とする。

附則第37項中「第6条及び附則第31項」を「第5条の2第1項、第6条、第6条の2及び附則第29項」に、「第3条第1項中「という。)」とあるのは「という。)」及び当該給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年(教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第8条第1項の規定により読み替えて適用される法第28条の2第2項の規定に基づき定められた定年を含む。)と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数(10年を超える者にあつては、10年)1年につき100分の3を乗じて得た額の合計額」と、第4条第1項中「教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第7条」とあるのは「教育公務員特例法第7条」と、同項、第5条第1項及び第6条中「給料月額」とあるのは「給料月額及び当該給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年(教育公務員特例法第8条第1項の規定により読み替えて適用される法第28条の2第2項の規定に基づき定められた定年を含む。)と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数(10年を超える者にあつては、10年)1年につき100分の3

を乗じて得た額の合計額」と、附則第31項中「第3条から第5条の2まで」とあるのは「附則第37項の規定により読み替えて適用される第4条第1項及び第5条第1項」とする」を「次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする」に改め、同項に次の表を加える。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第3条第1項	という。)	という。))及び当該給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年(教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第8条第1項の規定により読み替えて適用される法第28条の2第2項の規定に基づき定められた定年を含む。)と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数(10年を超える者にあつては、10年)1年につき100分の3を乗じて得た額の合計額
第4条第1項	教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第7条	教育公務員特例法第7条
	という。)	という。))及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年(教育公務員特例法第8条第1項の規定により読み替えて適用される法第28条の2第2項の規定に基づき定められた定年を含む。)と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数(10年を超える者にあつては、10年)1年につき100分の3を乗じて得た額の合計額
第5条第1項	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年(教育公務員特例法第8条第1項の規定により読み替えて適用される法第28条の2第2項の規定に基づき定められた定年を含む。)と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数(10



		年を超える者にあつては、10年）1年につき100分の3を乗じて得た額の合計額			替えて適用される法第28条の2第2項の規定に基づき定められた定年を含む。）と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数（10年を超える者にあつては、10年）1年につき100分の3を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項第1号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年（教育公務員特例法第8条第1項の規定により読み替えて適用される法第28条の2第2項の規定に基づき定められた定年を含む。）と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数（10年を超える者にあつては、10年）1年につき100分の3を乗じて得た額の合計額	これらの	第5条の2第1項の	附則第35項の規定により読み替えて適用する第3条から第5条までの
					附則第35項の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項の
第5条の2第1項第2号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年（教育公務員特例法第8条第1項の規定により読み替えて適用される法第28条の2第2項の規定に基づき定められた定年を含む。）と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数（10年を超える者にあつては、10年）1年につき100分の3を乗じて得た額の合計額	同項第2号イ	同項の	附則第35項の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項第2号イ
					附則第35項の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項の
第5条の2第1項第2号イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額	第6条の2第1号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年（教育公務員特例法第8条第1項の規定により読み替えて適用される法第28条の2第2項の規定に基づき定められた定年を含む。）と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数（10年を超える者にあつては、10年）1年につき100分の3を乗じて得た額の合計額
第6条	第3条から第5条まで	附則第35項の規定により読み替えて適用する第3条から第5条まで	第6条の2第2号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年（教育公務員特例法第8条第1項の規定により読み替えて適用される法第28条の2第2項の規定に基づき定められた定年を含む。）と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数（10年を超える者にあつては、10年）1年につき100分の3を乗じて得た額の合計額
	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年（教育公務員特例法第8条第1項の規定により読み			

	第5条の2第1項第2号イ	附則第35項の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項第2号イ
	及び退職日給料月額	並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年（教育公務員特例法第8条第1項の規定により読み替えて適用される法第28条の2第2項の規定に基づき定められた定年を含む。）と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数（10年を超える者にあつては、10年）1年につき100分の3を乗じて得た額の合計額
	当該割合	当該附則第35項の規定により読み替えて適用する同号イに掲げる割合
附則第29項	第3条から第5条の3まで	附則第35項の規定により読み替えて適用する第3条から第5条の3まで

附則第37項を附則第35項とする。

附則第38項中「第5条の2」を「第5条の3及び第6条の3」に改め、同項を附則第36項とする。

附則に次の1項を加える。

- 37 退職した者の基礎在職期間中に給料月額の減額改定（平成18年3月31日以前に行われた給料月額の減額改定で人事委員会が定めるものを除く。）によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の給料月額が減額前の給料月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする条例の適用を受けたことがあるときは、この条例の規定による給料月額には、当該差額を含まないものとする。ただし、第6条の5第2項に規定する職員の給与に関する条例の規定又は教育職員の給与に関する条例の規定により給与が給料、扶養手当及び地域手当に区分して支給される職員に係る基本給月額に含まれる給料の月額及び同項に規定するその他の職員に係る基本給月額に含まれる給料月額に相当するものとして人事委員会規則で定めるものについては、この限りでない。

**附 則**

（施行期日）

- この条例は、平成18年4月1日から施行する。
- （経過措置）
- 職員が新制度適用職員（職員であつて、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することにより改正後の愛媛県職員退職手当条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合におい

て、その者が施行日の前日に現に退職した理由及び年齢と同一の理由及び年齢により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、改正前の愛媛県職員退職手当条例（以下「旧条例」という。）第3条から第5条の2まで及び第6条並びに附則第31項から第33項まで、第37項及び第38項、附則第9項の規定による改正前の愛媛県職員退職手当条例の一部を改正する条例（昭和37年愛媛県条例第57号。以下「条例第57号」という。）附則第5項、附則第10項の規定による改正前の愛媛県職員退職手当条例の一部を改正する条例（昭和48年愛媛県条例第26号。以下「条例第26号」という。）附則第5項から第8項まで並びに附則第12項の規定による改正前の愛媛県職員退職手当条例等の一部を改正する条例（平成15年愛媛県条例第64号。以下「条例第64号」という。）附則第12項の規定により計算した退職手当の額が、新条例第2条の3から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで並びに附則第29項から第31項まで、第35項及び第36項並びに附則第6項、附則第7項、附則第9項の規定による改正後の条例第57号附則第5項、附則第10項の規定による改正後の条例第26号附則第5項から第8項まで並びに附則第12項の規定による改正後の条例第64号附則第12項の規定により計算した退職手当の額（以下「新条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

- 職員のうち新条例第7条第5項及び第6項並びに第7条の4第1項から第3項までの規定により新条例第5条の2第2項第2号から第19号までの規定に規定する期間が新条例第7条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間に含まれる者であつて、施行日の前日が当該職員の職員としての引き続いた在職期間に含まれる期間に含まれるものが新制度適用職員として退職した場合における当該退職による退職手当についての前項の規定の適用については、同項中「退職したものとし」とあるのは「職員として退職したものとし」と、「勤続期間」とあるのは「勤続期間として取り扱われるべき期間」と、「給料月額」とあるのは「給料月額に相当する額として人事委員会規則で定める額」とする。

- 職員が施行日以後平成21年3月31日までの間に新制度適用職員として退職した場合において、その者についての新条例等退職手当額がその者が施行日の前日に受けていた給料月額を退職の日の給料月額とみなして旧条例第3条から第5条の2まで及び第6条並びに附則第31項から第33項まで、第37項及び第38項、附則第9項の規定による改正前の条例第57号附則第5項、附則第10項の規定による改正前の条例第26号附則第5項から第8項まで並びに附則第12項の規定による改正前の条例第64号附則第12項の規定により計算した退職手当の額（以下「旧条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、新条例等退職手当額から次の各号に掲げる退職した者の区分に応じ当該各号に定める額を控除した額をもってその者に支給すべき退職手当の額とする。

(1) 退職した者でその勤続期間が25年以上のもの 次に掲

げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が10万円を超える場合には、10万円）

ア 新条例第6条の4の規定により計算した退職手当の調整額の100分の5に相当する額

イ 新条例等退職手当額から旧条例等退職手当額を控除した額

(2) 施行日以後平成19年3月31日までの間に退職した者でその勤続期間が24年以下のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が100万円を超える場合には、100万円）

ア 新条例第6条の4の規定により計算した退職手当の調整額の100分の70に相当する額

イ 新条例等退職手当額から旧条例等退職手当額を控除した額

(3) 平成19年4月1日以後平成21年3月31日までの間に退職した者でその勤続期間が24年以下のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が50万円を超える場合には、50万円）

ア 新条例第6条の4の規定により計算した退職手当の調整額の100分の30に相当する額

イ 新条例等退職手当額から旧条例等退職手当額を控除した額

5 附則第3項に規定する者が新制度適用職員として退職した場合における当該退職による退職手当についての前項の規定の適用については、同項中「受けていた給料月額」とあるのは、「受けていた給料月額に相当する額として人事委員会規則で定める額」とする。

6 基礎在職期間の初日が施行日前である者に対する新条例第5条の2の規定の適用については、同条第1項中「基礎在職期間」とあるのは、「基礎在職期間（愛媛県職員退職手当条例の一部を改正する条例（平成18年愛媛県条例第7号）附則第2項に規定する施行日以後の期間に限る。）」とする。

7 新条例第6条の4の規定により退職手当の調整額を計算する場合において、基礎在職期間の初日が平成8年4月1日前である者に対する同条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第1項	その者の基礎在職期間（	平成8年4月1日以後のその者の基礎在職期間（
第2項	基礎在職期間	平成8年4月1日以後の基礎在職期間

8 附則第2項から前項までに規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、人事委員会規則で定める。

（愛媛県職員退職手当条例の一部を改正する条例の一部改正）

9 愛媛県職員退職手当条例の一部を改正する条例（昭和37年愛媛県条例第57号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「第3条から第5条の2まで及び第6条並びに附則第27項及び第28項」を「第2条の3から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで」に改め、同項第1号中「第5条第1項、第5条の2若しくは附則第27項及び第28項」を「第5条から第5条の3まで」に改め、同項第3号中「第6条の規定に該当する」を「第6条又は第6条の2の規定に該当する」に、「第6条の規定により計算した」を「第2条の3、第3条、第5条から第5条の3まで及び第6条から第6条の4までの規定により計算した」に改める。

10 愛媛県職員退職手当条例の一部を改正する条例（昭和48年愛媛県条例第26号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「（傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に係る退職手当に関する部分を除く。）」を削り、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「第5条の2まで並びに附則第27項及び第28項並びに」を「第5条の3まで及び」に、「第5条の2まで並びに附則第27項及び第28項の」を「第5条の3までの」に改める。

附則第6項中「第4条（」を「第3条第1項（」に、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「第4条及び」を「第3条第1項及び第5条の2並びに」に改める。

附則第7項中「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「第5条及び第5条の2並びに附則第27項及び第28項並びに」を「第5条から第5条の3まで及び」に改める。

附則第8項中「第3条から第5条の2まで及び第6条並びに附則第27項及び第28項」を「第2条の3から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで」に改める。

附則第14項中「第3条から第5条まで」を「第2条の3及び第6条の5」に、「、新条例第3条から第5条の2まで及び第6条並びに附則第27項及び第28項」を「、新条例第2条の3から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで」に改め、同項第1号中「第3条から第5条の2まで及び第6条並びに附則第27項及び第28項」を「第2条の3から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで」に改める。

附則第16項、第33項及び第34項中「第3条から第5条まで」を「第2条の3及び第6条の5」に、「第3条から第5条の2まで及び第6条並びに附則第27項及び第28項」を「第2条の3から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで」に改める。

（愛媛県職員退職手当条例等の一部を改正する条例の一部改正）

11 愛媛県職員退職手当条例等の一部を改正する条例（昭和60年愛媛県条例第23号）の一部を次のように改正する。

附則第7項中「第3条から第5条の2まで及び第6条並びに附則第27項及び第28項」を「第2条の3から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで」に改める。

12 愛媛県職員退職手当条例等の一部を改正する条例（平成15年愛媛県条例第64号）の一部を次のように改正する。

附則第12項中「第4条」を「第3条第1項」に、「退職手当の額は、同条」を「退職手当の基本額は、同項」に、「附則第31項」を「附則第29項」に改める。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等

に関する条例の一部改正)

- 13 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年愛媛県条例第4号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項を次のように改める。

- 2 一般の派遣職員に関する退職手当条例第6条の4第1項及び第7条第4項の規定の適用については、派遣の期間は、退職手当条例第6条の4第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間には該当しないものとみなす。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 14 職員の育児休業等に関する条例(平成4年愛媛県条例第2号)の一部を次のように改正する。

第7条中「第7条第4項」を「第6条の4第1項及び第7条第4項」に、「同項」を「同条例第6条の4第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 育児休業をした期間(当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。)についての愛媛県職員退職手当条例第7条第4項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数」とあるのは、「その月数の3分の1に相当する月数」とする。

(公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

- 15 公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年愛媛県条例第47号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「第7条第4項」を「第6条の4第1項」に改め、同条第2項を次のように改める。

- 2 派遣職員に関する退職手当条例第6条の4第1項及び第7条第4項の規定の適用については、職員派遣の期間(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)に規定する育児休業の期間を除く。)は、退職手当条例第6条の4第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間には該当しないものとみなす。

第17条中「第7条第4項」を「第6条の4第1項」に改める。

## ○愛媛県条例第8号

愛媛県手数料条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成18年3月24日

愛媛県知事 加戸守行

### 愛媛県手数料条例の一部を改正する条例

愛媛県手数料条例(平成12年愛媛県条例第3号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「84の項」の下に「、別表2の表1の項、104の2の項、106の2の項若しくは107の項」を加え、「規定する試験又は分析」を「規定する試験、分析、調査又は情報の公表(以下「試験等」という。)」に、「当該試験又は分析」を「当該試験等」に、「前4条」を「第3条から前条まで」に改める。

別表1の表51の項金額の欄(1)中「10,000円」の下に「(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成

14年法律第151号)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合(以下この項、52の項及び84の項において「電子情報処理組織により受験願書を提出する場合」という。))にあっては、9,500円)」を加え、同項同欄(2)中「9,400円」の下に「(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、8,900円)」を加え、同項同欄(3)及び(4)中「10,000円」の下に「(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、9,500円)」を加え、同項同欄(5)中「9,400円」の下に「(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、8,900円)」を加え、同表52の項同欄(1)中「8,500円」の下に「(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、8,000円)」を加え、同項同欄(2)中「6,700円」の下に「(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、6,200円)」を加え、同表55の項同欄(1)中「圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器」の下に「、圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器」を加え、同表84の項同欄中「23,000円」の下に「(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、22,500円)」を加える。

別表2の表64の項事務の欄、同表65の項同欄、同表66の項同欄及び同表67の項同欄中「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律」を「臨床検査技師等に関する法律」に改め、同表73の8の項金額の欄(1)中「調査」の下に「(2)に掲げる調査を除く。)」を加え、同項同欄(2)中「期間」の下に「を経過する」を、「調査」の下に「(4)に掲げる調査を除く。)」を加え、同項同欄(2)を同項同欄(3)とし、同項同欄(1)の次に次のように加える。

- (2) 医薬品、医薬部外品若しくは医療機器の試験検査又は医療機器の設計及び開発を製造所以外の施設において行った場合(他に委託して行った場合を含む。)における製造販売の承認又は一部変更承認を受けようとするときに受ける調査 14,500円

別表2の表73の8の項金額の欄(3)の次に次のように加える。

- (4) 医薬品、医薬部外品若しくは医療機器の試験検査又は医療機器の設計及び開発を製造所以外の施設において行った場合(他に委託して行った場合を含む。)における薬事法施行令第21条で定める期間を経過するごとに受ける調査 38,600円に1品目につき500円を加算した額

別表2の表83の項金額の欄(1)中「調査」の下に「(2)に掲げる調査を除く。)」を加え、同項同欄(2)中「調査」の下に「(4)に掲げる調査を除く。)」を加え、同項同欄(2)を同項同欄(3)とし、同項同欄(1)の次に次のように加える。

- (2) 医薬品、医薬部外品若しくは医療機器の試験検査又は医療機器の設計及び開発を製造所以外の施設において行った場合(他に委託して行った場合を含む。)における製造をしようとするときに受ける調査 14,500円

別表2の表83の項金額の欄(3)の次に次のように加える。

- (4) 医薬品、医薬部外品若しくは医療機器の試験検査又は医療機器の設計及び開発を製造所以外の施設において行った場合(他に委託して行った場合を含む。)における薬事法施行令第71条で定める期間を経過するごとに受ける調査

38,600円に1品目につき500円を加算した額  
別表2の表104の項の次に次のように加える。

104の2 介護保険法(平成9年法律第123号)第69条の2第1項の規定に基づく介護支援専門員実務研修受講試験の実施	介護支援専門員実務研修受講試験手数料	8,000円
104の3 介護保険法第69条の7第1項の規定に基づく介護支援専門員証の交付	介護支援専門員証交付手数料	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (1) 介護保険法第69条の7第5項の規定に基づいて登録の移転の申請とともに交付の申請を行う場合 3,800円 (2) その他の場合 4,200円
104の4 介護保険法第69条の7第1項の規定に基づく介護支援専門員証の書換え交付	介護支援専門員証書換え交付手数料	1,600円
104の5 介護保険法第69条の7第1項の規定に基づく介護支援専門員証の再交付	介護支援専門員証再交付手数料	1,100円
104の6 介護保険法第69条の8第1項の規定に基づく介護支援専門員証の有効期間の更新の申請に対する審査	介護支援専門員証の有効期間の更新申請手数料	2,700円

別表2の表105の項事務の欄中「(平成9年法律第123号)」を削り、同表106の項の次に次のように加える。

106の2 介護保険法第115条の29第2項の規定に基づく介護サービス情報の調査	介護サービス情報の調査手数料	46,000円
--	----------------	---------

別表2の表107の項を次のように改める。

107 介護保険法第115条の29第3項の規定に基づく介護サービス情報の公表	介護サービス情報の公表手数料	15,800円
--	----------------	---------

別表6の表13の項事務の欄中「通訳案内業法」を「通訳案内士法」に、「第3条」を「第18条」に、「通訳案内業の免許」を「通訳案内士の登録」に改め、同項名称の欄中「通訳案内業免許申請手数料」を「通訳案内士登録申請手数料」に改め、同表14の項及び15の項を次のように改める。

14 通訳案内士法第23条第2項の規定に基づく通訳案内士登録証の訂正	通訳案内士登録証訂正手数料	4,000円
15 通訳案内士法第24条の規定に基づ	通訳案内士登録証	4,000円

く通訳案内士登録証の再交付	再交付手数料	
---------------	--------	--

別表6の表18の項事務の欄中「第8条第1項」を「第9条第1項」に改め、同表19の項同欄中「第9条第1項」を「第10条第1項ただし書」に改め、同表20の項を次のように改める。

20 削除		
-------	--	--

別表6の表38の項事務の欄中「第14条第4項」を「第14条第6項」に改め、同表39の項同欄中「第14条第5項」を「第14条第7項」に改め、同表44の項同欄中「第14条の4第4項」を「第14条の4第6項」に改め、同表45の項同欄中「第14条の4第5項」を「第14条の4第7項」に改め、同表49の項同欄中「第15条の2の4第1項」を「第15条の2の5第1項」に改める。

**附 則**

- この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。
  - 別表2の表73の8の項及び83の項並びに別表6の表18の項から20の項まで、38の項、39の項、44の項、45の項及び49の項の改正規定並びに次項の規定 公布の日
  - 別表2の表64の項から67の項までの改正規定 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律(平成17年法律第39号)の施行の日
- 前項第1号に掲げる改正規定の施行前にされた旅券法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律(平成17年法律第55号)第1条の規定による改正前の旅券法(昭和26年法律第267号)第10条第1項の規定に基づく一般旅券の再発給の申請に係る一般旅券再発給手数料の徴収については、改正後の愛媛県手数料条例別表6の表20の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**○愛媛県条例第9号**

愛媛県税賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成18年3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

**愛媛県税賦課徴収条例の一部を改正する条例**

愛媛県税賦課徴収条例(昭和25年愛媛県条例第21号)の一部を次のように改正する。

第6条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 自動車税に係る徴収金で規則で定めるものについては、前2項に規定する方法によるほか、地方自治法施行令第158条の2第1項の規定により知事が収納の事務を委託した者に納付することができる。

附則第19条の2第2項中「第6条第3項」を「第6条第4項」に改める。

**附 則**

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第10号

愛媛県総合保養地域における県税の特別措置に関する条例を廃止する条例を次のように公布する。

平成18年3月24日

愛媛県知事 加戸守行

**愛媛県総合保養地域における県税の特別措置に関する条例を廃止する条例**

愛媛県総合保養地域における県税の特別措置に関する条例（平成2年愛媛県条例第16号）は、廃止する。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第11号

町としての要件に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成18年3月24日

愛媛県知事 加戸守行

**町としての要件に関する条例の一部を改正する条例**

町としての要件に関する条例（昭和23年愛媛県条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中「市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）」を「市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）」に改める。

**附 則**

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第12号

愛媛県行政手続条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成18年3月24日

愛媛県知事 加戸守行

**愛媛県行政手続条例の一部を改正する条例**

愛媛県行政手続条例（平成7年愛媛県条例第48号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「第3条第2項」を「第3条第3項」に改める。

**附 則**

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第13号

愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成18年3月24日

愛媛県知事 加戸守行

**愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例**

愛媛県事務処理の特例に関する条例（平成12年愛媛県条例第11号）の一部を次のように改正する。

本則に次の1条を加える。

（許可、認可等の効力）

**第3条** 知事の権限に属する事務の一部を新たに市町が処理することとした場合においては、その際知事又はその委任

を受けた者（以下「知事等」という。）がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は当該処理することとした日前に知事等に対してなされた申請、届出その他の行為で、同日以後において当該市町の長又はその委任を受けた者（以下「市長等」という。）が管理し及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後においては、当該市長等のした処分その他の行為又は当該市長等に対してなされた申請、届出その他の行為とみなす。

別表17の項事務の欄中第2号から第5号の4までを削り、第6号を第2号とし、第7号を削り、第8号を第3号とし、同表27の項同欄中「（今治市及び新居浜市が施行するものを除く。）」を削り、「施行面積が5ヘクタール」を「第1号から第9号まで及び第11号から第15号までの事務については施行面積が10ヘクタール」に改め、同項市町の欄中「及び新居浜市」を「、新居浜市及び東温市」に改め、同表50の項の次に次のように加える。

<p>50の2 都市計画法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 法第26条第1項の規定に基づく土地の試掘等の許可に関する事務</li> <li>(2) 法第55条の規定に基づく都市計画施設の区域内の土地の指定等に関する事務</li> <li>(3) 法第56条第1項から第3項までの規定に基づく事業予定地内の土地の買取りに関する事務</li> <li>(4) 法第57条第1項から第3項までの規定に基づく事業予定地内の土地の先買い等に関する事務</li> <li>(5) 法第57条の3第1項において準用する法第52条の2第1項及び第2項の規定に基づく施行予定者が定められている都市計画施設の区域等内における土地の形質の変更又は建築物の建築等の許可及び国の機関との協議に関する事務</li> </ol>	<p>東温市</p>
---	------------

別表56の2の項事務の欄第1号から第7号までを削り、同項同欄第8号中「第15条第1項」を「第25条第1項」に改め、同号を同項同欄第1号とし、同項同欄第9号中「第15条第2項」を「第25条第2項」に改め、同号を同項同欄第2号とし、同表59の項同欄中「掲げるもの」の下に「（第8号から第14号まで、第16号、第18号、第30号から第37号まで、第42号から第55号まで及び第57号から第61号までの事務については、国内に居住地及び現在地を有しない被爆者に係るものを除く。）」を加え、同項同欄第30号中「（申請者が国内に居住地及び現在地を有しない場合に係るものを除く。）」を削り、同項同欄第31号中「（返還者が国内に居住地及び現在地を有しない場合に係るものを除く。）」を削り、同項同欄第53号中「第58条第2項」を「第58条第3項」に改め、同項同欄第54号中「第58条第3項」を「第58条第4項」に改め、同表59の3の項同欄第2号の次に次の1号を加える。

(2)の2 法第94条の2第1項の規定に基づく介護老人保健施設の開設の許可の更新の申請の受理及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務

別表59の3の項事務の欄第8号中「改善命令等」を「勧告」に、「命令書」を「勧告書」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(8)の2 法第103条第3項の規定に基づく介護老人保健施設の業務運営の勧告に係る措置命令等の命令書の交付に関する事務

別表59の3の項事務の欄第9号中「取消し」を「取消し等」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表59の項の改正規定 公布の日
- (2) 別表56の2の項の改正規定及び附則第3項の規定 平成18年6月1日
- (3) 別表17の項の改正規定(改正前の同項事務の欄第5号の2から第5号の4までの規定に係る部分を除く。)及び次項の規定 平成18年10月1日

(経過措置)

2 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同条に規定する精神障害者社会復帰施設に係る改正前の愛媛県事務処理の特例に関する条例(以下「改正前の条例」という。)別表17の項左欄第4号及び第5号に掲げる事務の処理については、同法附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際改正前の条例別表56の2の項左欄第5号及び第6号に掲げる事務に係る動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)の規定により同項の右欄に掲げる市の長又はその委任を受けた者がした処分で現にその効力を有するものは、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後においては、知事又はその委任を受けた者のした処分とみなす。

#### ○愛媛県条例第14号

愛媛県社会福祉施設整備基金条例を次のように公布する。

平成18年3月24日

愛媛県知事 加戸守行

#### 愛媛県社会福祉施設整備基金条例

(設置)

第1条 社会福祉施設の整備を図るために要する経費の財源に充てるため、社会福祉施設整備基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入する。

(処分)

第5条 基金は、第1条の目的を達成するための事業に要す

る経費に充てるため、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第6条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

#### 附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

#### ○愛媛県条例第15号

愛媛県へき地医療医師確保奨学基金条例を次のように公布する。

平成18年3月24日

愛媛県知事 加戸守行

#### 愛媛県へき地医療医師確保奨学基金条例

(設置)

第1条 将来医師として県内でへき地医療に従事しようとする者に対し奨学金を貸与することにより、県内のへき地の医療機関等における医師の確保を図るため、へき地医療医師確保奨学基金(以下「基金」という。)を設置する。

(基金の額)

第2条 基金の額は、1億円とする。

2 基金は、一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)の定めるところにより、追加して積立てをすることができる。

3 前項の規定による積立てが行われたときは、基金の額は、積立額に相当する額が増加するものとする。

(奨学金の貸与)

第3条 基金は、将来県内のへき地の医療機関等(知事が指定するものに限る。以下「指定医療機関等」という。)において医師としての業務に従事しようとする学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学(同法第62条に規定する大学院を除く。)の医学を履修する課程に在学する者及び医師法(昭和23年法律第201号)第16条の2第1項の規定による臨床研修を受けている者であって規則で定めるものに対し、へき地医療医師確保奨学金(以下「奨学金」という。)を貸与するものとする。

(奨学金の金額及び貸与の条件)

第4条 奨学金の金額及び貸与の条件は、規則で定める。

(返還の債務の当然免除)

第5条 知事は、奨学金の貸与を受けた者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、奨学金の返還の債務の全部を免除するものとする。

- (1) 指定医療機関等の医師としての業務(以下「業務」という。)に従事した期間の年数(その期間に1年に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)が奨学金の貸与を受けた期間の年数(その期間に1年に満たない端数があるときは、これを1年とする。)に達したとき。
- (2) 業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身



の故障のため業務に従事することができなくなったとき

。(返還の債務の裁量免除)

**第6条** 知事は、奨学金の貸与を受けた者が死亡、心身の故障その他やむを得ない事由により業務に従事することができなくなったとき(前条第2号に該当するときを除く。)は、奨学金の返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

(管理)

**第7条** 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(基金の一部処分)

**第8条** 知事は、財政上特に必要があると認めるときは、予算の定めるところにより、基金の運用を妨げない限度において、基金に属する現金の一部を処分することができる。

2 第5条若しくは第6条の規定による債務の免除又は前項の規定による処分が行われたときは、基金の額は、免除した債務の額又は処分額に相当する額が減少するものとする。

(繰替運用)

**第9条** 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(規則への委任)

**第10条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

#### ○愛媛県条例第16号

愛媛県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成18年3月24日

愛媛県知事 加戸守行

#### 愛媛県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例

愛媛県看護職員修学資金貸与条例(昭和37年愛媛県条例第19号)の一部を次のように改正する。

第6条第1号ウ中「第7条」を「第7条第1項」に改め、同号キ中「第7条第22項」を「第8条第25項」に改め、同号ク中「第7条第5項」を「第8条第1項」に、「同条第8項」を「同条第4項」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第6条第1号ウの改正規定は、同年10月1日から施行する。

#### ○愛媛県条例第17号

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する等の条例を次のように公布する。

平成18年3月24日

愛媛県知事 加戸守行

#### 愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例等の一部

#### を改正する等の条例

(愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

**第1条** 愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例(昭和39年愛媛県条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1愛媛県生活センターの項名称の欄中「愛媛県生活センター」を「愛媛県消費生活センター」に改め、同項目的の欄中「消費生活の」の下に「安定及び」を、「とする」の下に「相談、情報の提供、」を加え、「行なう」を「行う」に改め、同表愛媛県老人児童福祉センターの項を削り、同表愛媛県精神保健福祉センターの項同欄中「通院医療費の公費負担」を「精神通院医療に係る自立支援医療費の支給認定」に改め、同表愛媛県水産試験場の項同欄中「調査」の下に「、水産動物の種苗の生産及び供給並びに水産増養殖に関する技術指導」を加え、「行なう」を「行う」に改め、同表愛媛県栽培漁業センターの項及び愛媛県中予栽培漁業センターの項を削る。

(愛媛県青少年保護条例の一部改正)

**第2条** 愛媛県青少年保護条例(昭和42年愛媛県条例第20号)の一部を次のように改正する。

第5条の8第2号中「第7条」を「第7条第1項」に改める。

(愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

**第3条** 愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年愛媛県条例第26号)の一部を次のように改正する。

第10条の2第2号を次のように改める。

(2) 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第12項に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。)に入所している場合(同条第6項に規定する生活介護(次号において「生活介護」という。)を受けている場合に限る。)

第10条の2に次の1号を加える。

(3) 障害者支援施設(生活介護を行うものに限る。)に準ずる施設として知事が定めるものに入所している場合

(愛媛県視聴覚福祉センター管理条例の一部改正)

**第4条** 愛媛県視聴覚福祉センター管理条例(平成17年愛媛県条例第58号)の一部を次のように改正する。

第13条第3項中「毎月末日までにその月分を」を「指定管理者の定める時期に」に改める。

第14条第2項中「身体障害者更生施設の入所者又はその扶養義務者に係る身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第17条の10第2項第2号に掲げる厚生労働大臣が定める基準の例により算定した額の合計額」を「身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第17条の10第1項に規定する特定費用の額及び同条第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準の例により算定した費用の額の100分の10に相当する額の合計額の範囲内で指定管理者が定める額」に改める。

**第5条** 愛媛県視聴覚福祉センター管理条例の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の10第1項」を「障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項」に、「同条第2項第1号」を「同条第3項」に改める。

（愛媛県精神保健福祉審議会運営条例の廃止）

**第6条** 愛媛県精神保健福祉審議会運営条例（昭和40年愛媛県条例第28号）は、廃止する。

#### 附 則

- この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第2条、第3条及び第5条の規定は、同年10月1日から施行する。
- 愛媛県女性総合センター管理条例（平成17年愛媛県条例第49号）の一部を次のように改正する。  
第14条第1号中「愛媛県生活センター」を「愛媛県消費生活センター」に改める。

#### ○愛媛県条例第18号

愛媛県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成18年3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

#### 愛媛県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年愛媛県条例第12号）の一部を次のように改正する。

目次中「動物の適正な飼養及び保管」を「動物の所有者又は占有者の遵守事項等（第7条 - 第9条）」に改め、

「第1節 動物の所有者又は占有者の遵守事項等（第7条 - 第2節 危険な動物の飼養又は保管の許可等（第10条 - 第9条）」を削り、「第2章の2」を「第3章」に、「第18条の2 - 第18条の4」を「第10条 - 第12条」に、「第3章」を「第4章」に、「第19条 - 第24条」を「第13条 - 第18条」に、「第4章」を「第5章」に、「第25条 - 第29条」を「第19条 - 第23条」に、「第5章」を「第6章」に、「第30条 - 第33条」を「第24条 - 第27条」に改める。

第2条第5号を次のように改める。

第2条第5号を次のように改める。

(5) 特定動物 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）第26条第1項に規定する特定動物をいう。

「第2章 動物の適正な飼養及び保管」を「第2章 動物の所有者又は占有者の遵守事項等」に改める。

「第1節 動物の所有者又は占有者の遵守事項等」を削る。

第2章第2節を削る。

第18条の2第1項中「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）第18条第1項」を「法第35条第1項」に、「第19条第2項」を「第36条第2項」に改め、同条第2項中「第18条第1項」を「第35条第1項」に、「第19条第2項」を「第36条第2項」に改め、第2章の2中同条を第10条とする。

第18条の3中「第18条第2項」を「第35条第2項」に、「第19条第2項」を「第36条第2項」に改め、同条を第11条と

する。

第18条の4中「第18条第1項」を「第35条第1項」に改め、同条を第12条とする。

第19条第1項中「危険な動物その他」を「特定動物その他の」に、「危険な動物等」を「特定動物等」に改め、同条第2項中「危険な動物等」を「特定動物等」に改め、第3章中同条を第13条とする。

第20条中「第18条の3」を「第11条」に、「危険な動物等」を「特定動物等」に、「第18条第2項」を「第35条第2項」に、「第19条第2項」を「第36条第2項」に改め、同条を第14条とする。

第21条第1項中「危険な動物等」を「特定動物等」に改め、同条を第15条とする。

第22条中「危険な動物」を「特定動物」に、「第15条第3号」を「前項」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

特定動物の所有者又は占有者は、地震、火災等の災害の場合における特定動物の脱出の防止その他必要な措置を定めておかななければならない。

第22条を第16条とし、第23条を第17条とする。

第24条第1項中「危険な動物」を「特定動物」に、「第19条第1項又は第21条第1項」を「第13条第1項又は第15条第1項」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「危険な動物」を「特定動物」に、「第7条第9号、第15条、第17条、第19条第1項、第21条第1項」を「第13条第1項、第15条第1項」に、「第22条」を「第16条」に、「前項各号に」を「次に」に改め、同項に次の各号を加える。

- 特定飼養施設（法第26条第1項に規定する特定飼養施設をいう。以下同じ。）を修理し、改造し、又は整備すること。
- 特定飼養施設の全部又は一部を使用しないこと。
- その他特定動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するため必要な対策を講ずること。

第24条を第18条とする。

第4章中第25条を第19条とする。

第26条中「第17条第1項」を「第34条第1項」に、「第13条第1項」を「第24条第1項又は法第33条第1項」に改め、同条を第20条とする。

第20条の次に次の1条を加える。

（手数料）

第21条 別表の左欄に掲げる事務につき、同表の右欄に掲げる額の手数料（以下「手数料」という。）を徴収する。

2 前項に規定する手数料は、別表4の項に掲げる手数料にあっては研修の申込みの際に、同表8の項に掲げる手数料にあっては動物の返還の際に、その他の手数料にあっては申請の際に納付しなければならない。

3 知事は、特別の事情により必要があると認めるときは、手数料を減免することができる。

4 既に納付した手数料は、還付しない。

第27条を削る。

第28条中「規定」の下に「（第13条第1項及び第2項、第14条、第15条第1項並びに第19条（特定動物に関する部分に限る。）、第16条、第18条第3項並びに第21条（別表8の項

に掲げる手数料に関する部分を除く。)を除く。)を加え、同条を第22条とする。

第29条を第23条とする。

第30条中「次の各号のいずれかに該当する」を「第18条第3項の規定による命令に違反した」に改め、同条各号を削り、第5章中同条を第24条とする。

第31条を第25条とする。

第32条第1号を削り、同条第2号中「第21条第1項」を「第15条第1項」に改め、同号を同条第1号とし、同条第3号中「第24条第1項」を「第18条第1項」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号中「第25条第1項」を「第19条第1項」に改め、同号を同条第3号とし、同条を第26条とする。

第33条を第27条とする。

第5章を第6章とし、第4章を第5章とし、第3章を第4章とし、第2章の2を第3章とする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第21条関係）

1 法第10条第1項の規定に基づく動物取扱業の登録の申請に対する審査	1件につき 15,000円
2 法第10条第1項の規定に基づく動物取扱業の登録に関する登録証の再交付	1件につき 2,000円
3 法第13条第1項の規定に基づく動物取扱業の更新の登録の申請に対する審査	1件につき 10,000円
4 法第22条第3項の規定に基づく動物取扱責任者研修	1件につき 2,000円
5 法第26条第1項の規定に基づく特定動物の飼養又は保管の許可の申請に対する審査	1件につき 15,000円
6 法第26条第1項の規定に基づく特定動物の飼養又は保管の許可に関する許可証の再交付	1件につき 2,000円
7 法第28条第1項の規定に基づく変更の許可の申請に対する審査	1件につき 10,000円
8 第10条第1項の規定により治療の措置を講じられた動物の返還	1頭、1匹又は1羽につき 3,800円

附 則

この条例は、平成18年6月1日から施行する。

○愛媛県条例第19号

愛媛県動物愛護センター設置条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成18年3月24日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県動物愛護センター設置条例の一部を改正する条例

愛媛県動物愛護センター設置条例（平成14年愛媛県条例第49号）の一部を次のように改正する。

第1条に次の1号を加える。

- (3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づく動物由来感染症

の予防に関する事務

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第20号

障害者自立支援法施行条例を次のように公布する。

平成18年3月24日

愛媛県知事 加戸守行

障害者自立支援法施行条例

（趣旨）

第1条 この条例は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第98条第1項及び第2項、第104条、第115条第1項及び第2項並びに障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）第50条の規定に基づき、法の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（愛媛県障害者介護給付費等不服審査会の設置）

第2条 法第98条第1項の規定に基づき、愛媛県障害者介護給付費等不服審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（審査会の組織）

第3条 審査会は、委員10人以内で組織する。

（審査会の諮問事項）

第4条 知事は、法第97条第1項の規定に基づき審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。
- (2) 知事が障害者等の保健又は福祉に関する専門的な見地からの意見を求める必要がないと認めるとき。

（医師等の報酬）

第5条 法第103条第2項の規定により、診断その他の調査（以下「診断等」という。）をした医師等に対し支給する報酬の額は、診断等に要した特別の技能の程度並びにこれに要した時間及び費用を考慮して知事が定める。

（庶務）

第6条 審査会の庶務は、保健福祉部において処理する。

（規則への委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（過料）

第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。

- (1) 正当な理由なしに、育成医療又は精神通院医療に係る自立支援給付に関して法第9条第1項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者
- (2) 正当な理由なしに、育成医療又は精神通院医療に係る自立支援給付に関して法第10条第1項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第21号

愛媛県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成18年3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

愛媛県介護保険財政安定化基金条例（平成12年愛媛県条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条中「1,000分の1」を「0」に改める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第22号

工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例を次のように公布する。

平成18年3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例

工場立地法（昭和34年法律第24号。以下「法」という。）第4条の2第1項の規定に基づき、法第4条第1項の規定により公表された準則に代えて適用する準則は、次の表に定めるとおりとする。

区域の範囲	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設的面積の敷地面積に対する割合
都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の工業地域又は工業専用地域	100分の10以上	100分の15以上
備考 製造業等（法第2条第3項に規定する製造業等をいう。）に係る工場又は事業場（以下「工場等」という。）の敷地がこの表に規定する区域及び当該区域以外の区域にわたる場合において、同表に規定する区域の当該敷地に占める面積の割合が2分の1以上のときは当該敷地の全部について同表の規定を適用し、当該割合が2分の1未満のときは当該敷地の全部について同表の規定を適用しない。		

附 則

- この条例は、平成18年4月1日から施行する。
- 昭和49年6月28日に設置されている工場等又は設置のための工事が行われている工場等（以下「既存工場等」という。）において、この条例の施行の日以後に生産施設的面積の変更（生産施設的面積の減少を除く。以下同じ。）が行われるときは、本則の表の規定に適合する緑地の面積及び環境施設的面積の算定は、次の表のとおりとする。

区分	緑地の面積	環境施設的面積
単一	$G \geq \frac{P}{\gamma} (0.1 - \frac{G_0}{S})$	$E \geq \frac{P}{\gamma} (0.15 - \frac{E_0}{S})$

業種の場合	ただし、 $\frac{P}{\gamma} (0.1 - \frac{G_0}{S}) > 0.1S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.1S - G_1$ とし、 $0.1S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。	ただし、 $\frac{P}{\gamma} (0.15 - \frac{E_0}{S}) > 0.15S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.15S - E_1$ とし、 $0.15S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。
兼業の場合	$G \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} (0.1 - \frac{G_0}{S})$ ただし、 $\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} (0.1 - \frac{G_0}{S}) > 0.1S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.1S - G_1$ とし、 $0.1S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。	$E \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} (0.15 - \frac{E_0}{S})$ ただし、 $\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} (0.15 - \frac{E_0}{S}) > 0.15S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.15S - E_1$ とし、 $0.15S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。

備考

- 「単一業種の場合」とは、既存工場等が工場立地に開する準則（平成10年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第1号。以下「法準則」という。）別表第1の上欄に掲げる業種のいずれかに属する場合をいう。
- 「兼業の場合」とは、既存工場等が法準則別表第1の上欄に掲げる業種のうち2以上の業種に属する場合をいう。
- この表の中欄及び右欄に掲げる式における記号は、それぞれ次の数値を表すものとする。  
G 当該変更に伴い設置する緑地の面積  
P 当該変更に係る生産施設的面積  
γ 当該既存工場等が属する法準則別表第1の上欄に掲げる業種についての同表の下欄に掲げる割合  
G<sub>0</sub> 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設的面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積  
S 当該既存工場等の敷地面積  
G<sub>1</sub> 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計  
E 当該変更に伴い設置する環境施設的面積  
E<sub>0</sub> 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設的面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設的面積の変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設的面積の合計を超える面積  
E<sub>1</sub> 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設的面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計  
n 当該既存工場等が属する業種の個数  
P<sub>j</sub> 当該変更に係るj業種に属する生産施設的面積  
γ<sub>j</sub> j業種についての法準則別表第1の下欄に掲げる割合

○愛媛県条例第23号

愛媛県県立高等技術専門校設置条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成18年3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県県立高等技術専門校設置条例の一部を改正する条例

愛媛県県立高等技術専門校設置条例（昭和44年愛媛県条例第27号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

## 愛媛県立高等技術専門校条例

第1条中「昭和44年法律第64号」の下に「。以下「法」という。」を加え、「同法」を「法」に改める。

第2条中「高等技術専門校の職業訓練の種類、訓練課程、訓練科、訓練定員、訓練期間その他」を「この条例に定めるもののほか、高等技術専門校に関し」に改め、同条を第9条とし、第1条の次に次の7条を加える。

(業務)

**第2条** 高等技術専門校は、普通職業訓練(法第15条の6第1項第1号に規定する普通職業訓練をいう。以下同じ。)その他職業能力の開発及び向上に関し必要な業務を行う。

(訓練課程等)

**第3条** 普通職業訓練の訓練課程は、普通課程及び短期課程とする。

2 普通課程及び短期課程の訓練科、訓練定員及び訓練期間は、規則で定める。

(入校選考料、入校料及び授業料)

**第4条** 普通課程(規則で定める訓練科を除く。以下同じ。)の入校選考試験を受けようとする者からは入校選考料を、普通課程に入校する者からは入校料を、普通課程に在籍する者からは授業料を徴収する。

2 入校選考料、入校料及び授業料(以下「入校選考料等」という。)の額は、次のとおりとする。

- (1) 入校選考料 2,200円
- (2) 入校料 5,650円
- (3) 授業料 年額 115,200円

(受講料)

**第5条** 短期課程(法第23条第1項に該当するものを除く。)を受講する者からは、受講料を徴収する。

2 受講料の額は、実費を勘案して知事が定める額とする。

(寄宿舎料)

**第6条** 高等技術専門校に在籍する者で寄宿舎を使用するものからは、寄宿舎料を徴収する。

2 寄宿舎料の額は、実費を勘案して知事が定める額とする。

(入校選考料等、受講料及び寄宿舎料の減免又は納付の猶予)

**第7条** 知事は、休校中の者に対しては授業料を、災害その他やむを得ない事情により学費の支弁が困難と認められる者に対しては入校選考料等、受講料若しくは寄宿舎料を減免し、又はその納付を猶予することができる。

(入校選考料等、受講料及び寄宿舎料の不返還)

**第8条** 既に納付した入校選考料等、受講料及び寄宿舎料は、返還しない。ただし、授業料については、知事が特に必要と認めるときは、この限りでない。

## 附 則

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、入校選考料及び受講料に係る部分は、平成18年4月1日から施行する。

2 平成18年度以前に普通課程に入校した者に係る入校選考料、入校料及び授業料は、改正後の愛媛県立高等技術専門校条例第4条の規定にかかわらず、徴収しない。

## ○愛媛県条例第24号

愛媛県卸売市場条例及び公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成18年3月24日

愛媛県知事 加戸守行

## 愛媛県卸売市場条例及び公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

(愛媛県卸売市場条例の一部改正)

**第1条** 愛媛県卸売市場条例(昭和47年愛媛県条例第25号)の一部を次のように改正する。

第10条の見出し及び同条第1項中「営業」を「事業」に改める。

第11条第1項中「開設者等の営業」を「開設者等の事業」に、「行なっていた営業」を「行っていた事業」に改める。

(公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

**第2条** 公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年愛媛県条例第47号)の一部を次のように改正する。

第10条中「又は有限会社」を削る。

## 附 則

この条例は、会社法(平成17年法律第86号)の施行の日から施行する。

## ○愛媛県条例第25号

愛媛県港湾管理条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成18年3月24日

愛媛県知事 加戸守行

## 愛媛県港湾管理条例の一部を改正する条例

愛媛県港湾管理条例(昭和28年愛媛県条例第47号)の一部を次のように改正する。

別表第5注1中「で船長8メートル以下のもの」を削る。

## 附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

## ○愛媛県条例第26号

愛媛県屋外広告物条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成18年3月24日

愛媛県知事 加戸守行

## 愛媛県屋外広告物条例の一部を改正する条例

愛媛県屋外広告物条例(昭和39年愛媛県条例第50号)の一部を次のように改正する。

第47条第1項第1号中「第5条第1項」を「第6条第1項」に改める。

第48条中「中核市」の下に「及び大洲市」を加え、同条第1号中「第7条第3項」を「第7条第2項及び第3項」に改め、同条に次の2項を加える。

2 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、前項第1号から第5号までに掲げる事務は、大洲市が処理することとする。

3 法第28条の規定に基づき、法第3条から第5条まで、第

7条及び第8条の規定に基づく条例の制定及び改廃に関する事務は、大洲市が処理することとする。

第49条に次の1項を加える。

- 2 第2章から第4章までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）は、大洲市の区域については、適用しない。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成18年7月1日から施行する。  
2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

### ○愛媛県条例第27号

愛媛県営住宅管理条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成18年3月24日

愛媛県知事 加戸守行

#### 愛媛県営住宅管理条例の一部を改正する条例

愛媛県営住宅管理条例（昭和35年愛媛県条例第15号）の一部を次のように改正する。

第4条第6号中「又は既存入居者若しくは」を「、既存入居者又は」に、「により、」を「その他既存入居者又は同居者の世帯構成及び心身の状況からみて」に改める。

第5条第2号中「第17条第5項」を「第17条第6項」に改める。

第17条中第6項を第7項とし、第3項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 入居者は、周辺の生活環境を乱し、又は他人に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。

第22条第2項中「第17条第4項」を「第17条第5項」に改める。

第23条第1項第5号中「第6項」を「第7項」に改める。

第23条の5中「第4項」を「第5項」に改める。

第23条の16中「第17条第4項」を「第17条第5項」に、「第6項」を「第7項」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### ○愛媛県条例第28号

教育職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成18年3月24日

愛媛県知事 加戸守行

#### 教育職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（教育職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 教育職員の給与に関する条例（昭和27年愛媛県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条中「養護教諭」の下に「、栄養教諭」を加える。

第4条第1項中「中学校、小学校教育職員給料表（）」を「中学校・小学校教育職員給料表（）」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 中学校・小学校教育職員給料表の適用範囲

ア 中学校又は小学校に勤務する教育職員

イ 中等教育学校に勤務する教育職員のうち、高等学

校の教員の免許状を有しない者及び中等教育学校の後期課程の教科を担当せず、かつ、進路指導その他当該中等教育学校の後期課程の業務に従事しない者  
第4条第1項第2号中イをウとし、アの次に次のように加える。

- イ 中等教育学校に勤務する教育職員（前号の中学校・小学校教育職員給料表の適用を受ける者を除く。）

第12条の2第2項第1号中「100分の8」を「100分の4」に改め、同項第2号中「100分の12」を「100分の8」に改め、同項第3号中「100分の16」を「100分の12」に改め、同項第4号中「100分の20」を「100分の16」に改め、同項第5号中「100分の25」を「100分の21」に改め、同条第3項中「100分の4」を「100分の2」に改める。

第17条の6第1項中「中学校」の下に「、中等教育学校の前期課程」を加え、同条第3項中「高等学校」の下に「、中等教育学校の後期課程」を加える。

（教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例の一部改正）

第2条 教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和27年愛媛県条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条中「養護助教諭」の下に「、栄養教諭」を加える。

（教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正）

第3条 教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年愛媛県条例第42号）の一部を次のように改正する。

第2条中「高等学校」の下に「、中等教育学校」、  
「養護教諭」の下に「、栄養教諭」を加える。

#### 附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

### ○愛媛県条例第29号

愛媛県学校職員定数条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成18年3月24日

愛媛県知事 加戸守行

#### 愛媛県学校職員定数条例の一部を改正する条例

愛媛県学校職員定数条例（昭和32年愛媛県条例第15号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条を次のように改める。

（定義）

第1条 この条例において「県立学校の職員」とは、愛媛県教育委員会の所管に属する県立学校に常時勤務する校長、教員、事務職員及びその他の職員のうち、愛媛県においてその給与を支給している者をいう。

2 この条例において「市町立学校の職員」とは、市町立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員をいう。

3 この条例において「学校職員」とは、県立学校の職員及び市町立学校の職員をいう。

（定数）

第2条 学校職員の定数は、次のとおりとする。

- (1) 県立学校の職員 4 233人
- (2) 市町立学校の職員 9 205人
- 計 13 438人

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第30号

愛媛県県立学校設置条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成18年3月24日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県県立学校設置条例の一部を改正する条例

愛媛県県立学校設置条例（昭和39年愛媛県条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表3中「第一養護学校」を「しげのぶ特別支援学校」に改める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第31号

愛媛県警察職員定数条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成18年3月24日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県警察職員定数条例の一部を改正する条例

愛媛県警察職員定数条例（昭和33年愛媛県条例第39号）の一部を次のように改正する。

「 98人	「 99人
200人	202人
第2条第1項の表中 1,350人	を 1,368人 に、「2
706人	715人
2,354人」	2,384人」

、769人」を「2,799人」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 愛媛県警察職員定数条例の一部を改正する条例（平成15年愛媛県条例第36号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「（平成17年愛媛県条例第40号）」を「（平成18年愛媛県条例第31号）」に改める。

○愛媛県条例第32号

愛媛県警察本部組織条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成18年3月24日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県警察本部組織条例の一部を改正する条例

愛媛県警察本部組織条例（昭和35年愛媛県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 個人情報の保護に関すること。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第33号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成18年3月24日

愛媛県知事 加戸守行

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年愛媛県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第22条第4号」を「第22条第5号」に改め、「規定を」の下に「法第31条の3第2項の規定により適用する場合及び」を加える。

第9条中「第22条第4号」を「第22条第5号」に改める。

第10条の見出しを「（店舗型性風俗特殊営業等の禁止区域等）」に改め、同条第1項中「第28条第1項（」の下に「法第31条の3第2項の規定により適用する場合及び」を加え、同条第4項中「第28条第4項（」の下に「法第31条の3第2項の規定により適用する場合及び」を、「除く。」の下に「、受付所営業」を加え、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 法第31条の3第2項の規定により適用する法第28条第2項の規定に基づき、松山市道後多幸町のうち県道六軒家石手線の各一側について幅20メートル以内の区域以外の地域において、受付所営業（法第31条の2第4項に規定する受付所営業をいう。以下同じ。）を営むことを禁止する。別表第1注3中「第7条」を「第7条第1項」に改める。別表第7 14の項の次に次のように加える。

15 法第27条第4項（法第31条の12第2項において準用する場合を含む。）又は第31条の2第4項（法第31条の7第2項及び第31条の17第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく法第27条第1項、第31条の2第1項、第31条の7第1項、第31条の12第1項又は第31条の17第1項の届出書の提出があつた旨を記載した書面の交付を受けようとする者	(1) 法第2条第6項又は第9項の営業を営もうとする者 (2) 法第2条第7項第1号の営業を営もうとする者で当該営業につき受付所を設けようとするもの (3) 法第2条第7項、第8項若しくは第10項の営業を営もうとする者（(2)に掲げる者を除く。）又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第119号）附則第3条第2項の規定により法第27条第1項、第31条の2第1項、第31条の7第1項、第31条の12第1項若しくは第31条の17第1項の届出書を提出したものとみなされる者	11,900円  3,400円と8,500円に受付所の数を乗じて得た額との合計額 3,400円
16 法第27条第4項	(1) 変更に係る事項が受	1,900円



<p>(法第31条の12第2項において準用する場合を含む。)又は第31条の2第4項(法第31条の7第2項及び第31条の17第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく法第27条第2項(法第31条の12第2項において準用する場合を含む。)又は第31条の2第2項(法第31条の7第2項及び第31条の17第2項において準用する場合を含む。)の届出書の提出があつた旨を記載した書面の交付を受けようとする者</p>	<p>付所の新設に係るものである場合  (2) その他の場合</p>	<p>と 8,500 円に当該新設に係る受付所の数を乗じて得た額との合計額 1,500 円</p>
<p>17 法第27条第4項(法第31条の12第2項において準用する場合を含む。)又は第31条の2第4項(法第31条の7第2項及び第31条の17第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出書の提出があつた旨を記載した書面の再交付を受けようとする者</p>		<p>1,200円</p>

**附 則**

この条例は、平成18年5月1日から施行する。ただし、別表第1注3の改正規定は、同年10月1日から施行する。

**○愛媛県条例第34号**

愛媛県公営企業の設置等に関する条例及び愛媛県職員定数条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成18年3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

**愛媛県公営企業の設置等に関する条例及び愛媛県職員定数条例の一部を改正する条例**

(愛媛県公営企業の設置等に関する条例の一部改正)

**第1条** 愛媛県公営企業の設置等に関する条例(昭和41年愛媛県条例第37号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第4号の表愛媛県立北宇和病院の項を削る。

(愛媛県職員定数条例の一部改正)

**第2条** 愛媛県職員定数条例(昭和30年愛媛県条例第32号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中「2,253人」を「2,146人」に、「7,374人」を「7,267人」に改める。

**附 則**

- この条例は、平成18年4月1日から施行する。
- この条例の施行の日前の愛媛県立北宇和病院の使用に係る料金の徴収及び減免については、なお従前の例による。

**○愛媛県条例第35号**

愛媛県議会議員の報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成18年3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

**愛媛県議会議員の報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例**

愛媛県議会議員の報酬の特例に関する条例(平成15年愛媛県条例第41号)の一部を次のように改正する。

本則中「100分の5」を「100分の10」に改める。

**附 則**

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

--	--